

入札説明書

豊田市の「寿地区（公共）污水管路改築工事（週休２日）」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

- (1) 公 告 日 令和8年9月29日
- (2) 工 事 名 寿地区（公共）污水管路改築工事（週休２日）
- (3) 工事場所 豊田市寿町ほか地内
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和10年1月31日まで
- (5) 工事内容 公告のとおり
- (6) 本工事は、入札時に施工方法（施工計画）等の提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、豊田市における公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組み内容について審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札（簡易型）の試行工事である。

2 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式の仕組み

本工事の総合評価方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ア 入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たしている場合に、標準点１００点を付与する。
- イ 提出書類等で示された実績等により最大３５点の加算点を与える。
- ウ 施工体制確認に関する項目により最大２０点の施工体制評価点を与える。
- エ 得られた標準点及び加算点並びに施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とし、アの項目で最大１０点、イの項目で最大３点、ウ～キの５項目で最大２２点、合計最大３５点の加算点、ク、ケの２項目で最大２０点の施工体制評価点とする。

- ア 施工計画に関する事項
- イ 市内事業者の受注機会の確保に関する事項
- ウ 代表構成員の企業の施工実績等に関する事項
- エ 代表構成員の配置予定技術者の能力に関する事項
- オ 代表構成員の企業の信頼性・社会性に関する事項
- カ 構成員の企業の施工実績等に関する事項
- キ 構成員の企業の信頼性・社会性に関する事項
- ク 品質確保の実効性に関する事項
- ケ 施工体制確保の確実性に関する事項

(3) 落札者の決定

落札者は、次の要領にて決定する。

- ア 入札参加者は、価格をもって入札する。
- イ 標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除した評価値を算出する。

※評価値の算出式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点＋加算点）} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

- ウ 次の条件を満たした者のうち、算出した評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - (イ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- エ ウにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

ア 施工計画書の担保

施工計画書に記載された内容については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。受注者の責めにより入札時に提示された施工計画の履行がなされなかった場合は、工事成績評価において履行状況の内容に応じて減点する。

- イ 市内事業者の受注機会の確保に関する提案書に記載された内容については、落札決定後契約までの間に、協定書による条件の設定を行う。受注者の責めにより協定書に示された提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初技術評価点との差により、違約金を徴収する。なお、違約金の計算方法は以下の違約金の算出式のとおりとし、この取り扱い方法については、契約締結時に定め、協定書に明記する。

※違約金の算出式

$$\text{違約金} = \text{契約金額} \times \left[1 - \frac{\text{施工後の技術評価点}}{\text{契約時の技術評価点}} \right]$$

※違約金は契約金額の1割を上限とする。

ウ 施工体制の担保

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は発注者に対し、当該契約時から当該工事の完成を確認するための検査完了時までの間に係る下記の書類を、発注者からの提出の求めに応じて、提出しなければならない。また発注者は、その履行状況について検証を行う。下記に規定する書類等の提出がない場合又は契約前の事情聴取で確認した内容等が、受注者の責めにより適正に履行がなされなかった場合は、入札参加停止の対象とする。

- (ア) 下請に関わるすべての企業の誓約書（豊田市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領 様式第1号）
- (イ) 下請に関わるすべての契約書の写し及び下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
- (ウ) 下請に関わるすべての支払いが適正に行われたことを証する書類
- (エ) 従事したすべての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
- (オ) 下請業務に従事したすべての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
- (カ) その他必要と認める書類

(5) 入札の評価に関する基準及び配点

本工事の総合評価に関する加算点及び施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとし、ア施工計画の項目で最大10点、イ市内事業者の受注機会の確保に関する提案で最大3点、ウ代表構成員の企業の技術力、信頼性・社会性で最大16点、エ構成員の企業の技術力、信頼性・社会性で最大6点、オ品質確保の実効性・施工体制確保の確実性の項目で最大20点の施工体制評価点とする。

ア 施工計画（10点）

評価項目		評価基準	配点	満点
施工方法	・管きょ更生工及び開削工の施工において、地元住民に負担（交通規制、騒音・粉塵対策、住民の汚水使用制限）の少なくなるような工夫が見られるか等を評価する。 ・供用中の下水管路工事である事から即日機能復旧が求められるため、管路やマンホール等の各施工方法・手順について規制時間内に円滑に作業が完了するための工夫が見られるか等を評価する。 ・管きょ更生工において、更生材の段差・シワを防ぐため、施工方法及び施工時の管理方法に対し、優位な工夫が見られるか等を評価する。 ・コスト縮減策の具体的な提案について評価する。	課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、特に優れた工夫が見られる。	4	4
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、優れた工夫が見られる。	2	
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、工夫が見られる。	1	
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られているが、工夫が見られない。	0	
安全管理	・工事の安全管理について、通行規制（通行止め）の住民へのPR・周知方法、迂回路の誘導方法に優位な工夫が見られるか等を評価する。 ・他の占用物が埋設されている現場であるため、開削工の施工時における占用物の破損防止対策について、現場条件等を踏まえ適切であるか、優位な工夫が見られるか等を評価する。 ・供用中の下水管路工事である事から酸素欠乏症・硫化水素中毒などの安全対策が必要となる。これらの対策方法に優位な工夫が見られるか等を評価する。	課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、特に優れた工夫が見られる。	4	4
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、優れた工夫が見られる。	2	
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、工夫が見られる。	1	
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られているが、工夫が見られない。	0	
工程調整	・工事完了までの工程計画が現場条件等を踏まえた具体的（想定日進量、施工班数等）なものであり、工程短縮について優位な手法・工夫等が見られるものを評価する。	課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、優れた工夫が見られる。	2	2
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られ、工夫が見られる。	1	
		課題への対応が現地条件を踏まえた確に図られているが、工夫が見られない。	0	

イ 市内事業者の受注機会の確保に関する提案（３点）

評価項目		評価基準	配点		満点
市内事業者の活用	豊田市公契約条例に関する市内事業者の活用方法（※１）	元請及び一次下請の市内事業者数割合 100%	2	2	3点
		元請及び一次下請の市内事業者数割合 75%以上	1.5		
		元請及び一次下請の市内事業者数割合 50%以上	1		
		元請及び一次下請の市内事業者数割合 25%以上	0.5		
		元請及び一次下請の市内事業者数割合 25%未満	0		
効果に対する評価	市内事業者活用金額率（※２）	市内事業者活用金額率 50%以上	1	1	
		市内事業者活用金額率 30%以上	0.5		
		市内事業者活用金額率 30%未満	0		

$$\text{※１ 元請及び一次下請の市内事業者数割合} = \frac{\text{市内元請事業者数} + \text{市内一次下請事業者数}}{\text{元請事業者数} + \text{一次下請事業者数}}$$

・受注者が提案している場合、竣工時に施工体系図を用いて市内事業者数割合を確認。

$$\text{※２ 市内事業者活用金額率} = \frac{\text{市内元請金額（最終）} + \text{市内一次下請金額（最終）}}{\text{最終契約金額}}$$

・最終契約金額は、市と元請事業者との間の「当初契約金額＋変更契約金額合計」で算出。

・元請事業者が市内事業者の場合、「市内元請金額（最終）」は、「最終契約金額－一次下請金額（最終）」で算出。

・元請事業者が市内事業者と市外事業者とのＪＶの場合、「市内元請金額（最終）」は、「（最終契約金額－一次下請金額（最終））×市内事業者の出資比率」で算出。

・受注者が提案している場合、竣工時に市内事業者活用金額率を用いて履行状況を確認。

ウ 代表構成員の企業の技術力、信頼性・社会性（１６点）

評価項目			評価基準 ※	配点	満点
企業の技術力	企業の施工実績等	過去１０年間の施工実績	* 施工実績：複数有 * 対象業種：土木一式工事 * 契約金額 ５億８，０００万円以上の工事 * 工事成績６５点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	3	3点
			* 施工実績：有 * 対象業種：土木一式工事 * 契約金額 ５億８，０００万円以上の工事 * 工事成績６５点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	2	
			* 施工実績：有 * 対象業種：土木一式工事 * 契約金額 ２億９，０００万円以上の工事 * 工事成績６５点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事 ※上記工事との重複加点はしない	1	
		優良業者の認定	当該業種（土木一式工事）に係る過去２年間に於ける優良業者、優良表彰等の認定が有り（２か年連続）	2	2点
			当該業種（土木一式工事）に係る過去２年間に於ける優良業者、優良表彰等の認定が有り（１か年のみでも可）	1	
		CCUSの活用	CCUSへの事業者登録	1	1点
	配置予定技術者の能力	過去１０年間の施工実績	* 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者としての施工実績複数有 * 対象業種：土木一式工事 * 契約金額 ５億８，０００万円以上の工事 * 工事成績６５点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	3	3点
			* 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者としての施工実績有 * 対象業種：土木一式工事 * 契約金額 ５億８，０００万円以上の工事 * 工事成績６５点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	2	
			* 担当技術者又は現場代理人としての施工実績有 * 対象業種：土木一式工事 * 契約金額 ５億８，０００万円以上の工事 * 工事成績６５点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事 ※上記工事との重複加点はしない	1	

信頼性・社会性	社会貢献	環境対策 社会問題への貢献	ISO14001 の認証取得（認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加対象としない）		1	1 点	
			エコアクション21の認証取得		1		
			地球温暖化 防止策	エコ通勤（TDM）に対する企業としての取り組み		1	1 点
				低公害車の利用促進		1	
				Fun to Share、COOL CHOICE への登録又はデコ活宣言		1	
			とよたSDGsパートナーへの登録又は豊田市SDGs 認証制度での認証		1		
			男女共同参画社会への貢献	一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん等）		1	1 点
				一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：えるぼし等）		1	
				あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証		1	
				愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者		0.5	
				次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所		0.5	
				女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所		0.5	
				男女共同参画社会に貢献する制度		0.5	
	法定雇用率（2.7%）を上回る障がい者の雇用		1	1 点			
	保護観察対象者等の雇用状況		1				
	地域貢献	災害対策	【土木一式工事の場合】 豊田市公共土木施設防災安全協定の締結 【管工事及び水道施設工事の場合】 災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結		2	2 点	
その他災害等の協定の締結			1				
その他	品質管理	ISO9001 の認証取得（認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加対象としない）		1	1 点		

エ 構成員の企業の技術力、信頼性・社会性（6点）

評価項目			評価基準※	配点	満点
企業の技術力	企業の施工実績	過去10年間の施工実績	＊施工実績：有 ＊対象業種：土木一式工事 ＊契約金額 <u>1億8,000万円</u> 以上の工事 ※工事成績65点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	2	2点
			＊施工実績：有 ＊対象業種：土木一式工事 ＊契約金額 <u>9,000万円</u> 以上の工事 ※工事成績65点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事 ※上記工事との重複加点はしない	1	
		CCUSの活用	CCUSへの事業者登録	1	1点
信頼性・社会性	社会貢献	環境対策	ISO14001の認証取得（認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加算対象としない）	1	1点
			エコアクション21の認証取得	1	
	地域貢献	災害対策	【土木一式工事の場合】 豊田市公共土木施設防災安全協定の締結 【管工事及び水道施設工事の場合】 災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結	1	1点
			その他災害等の協定の締結	0.5	
	その他	品質管理	ISO9001の認証取得（認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加算対象としない）	1	1点

オ 品質確保の実効性・施工体制確保の確実性（20点）

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、施工計画書、入札書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は施工体制評価点20点を与える。

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	10	10点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

施工体制確保の 確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	10	10点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

3 施工体制の審査・評価方法

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者に対して、原則として開札後速やかに事情聴取を実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、施工計画書、入札書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は、事情聴取を実施しない場合がある。

(1) 調査基準価格を下回った場合の措置

- ア 調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合は、入札を保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。
- イ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で現場に配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同資格かつ同一の要件を満たす担当技術者を専任で1名現場に追加配置することとする。ただし、追加配置する技術者は参加申請資料に記載のある配置予定技術者から配置する。そのため、配置予定技術者の記載が1名の場合は、申請書の不備として失格とする。

(2) 事情聴取のための追加資料の提出方法

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格を下回る者に対し、事情聴取のための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格以上の者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は別紙1のとおりとし、その提出は開札の日の翌日から起算して3日（豊田市の休日を定める条例（平成元年豊田市条例第61号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に行うものとするが、追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。事情聴取は開札の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内実施する。事情聴取日時・場所等については追って連絡する。

なお、調査基準価格を下回る者に対しては、開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、開札の日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）又は口頭にて契約担当課へ意思表示するものとする。この場合、その者の入札を無効として取り扱うものとする。

追加資料の提出期間及び提出方法

- ア 提出期間 令和8年11月5日(木)午前9時から令和8年11月9日(月)午後4時まで
- イ 提出方法 一連の書類を綴じし、持参により豊田市役所上下水道局総務課まで提出する。(総務課所在地については「8 質問」を参照のこと)

(3) 事情聴取への出席者等

施工体制確認のための事情聴取への出席者には配置予定技術者を必ず含め、追加資料の説明が可能な者をあわせ、最大で2名以内とする。また、建設共同企業体については構成員数に1名を加算した数を上限とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその者の入札を無効とするとともに、入札参加停止の対象とすることがある。

(4) 施工計画に関する提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った施工計画の評価のうち、2(2)ク、ケで求めた評価項目(品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性)の事情聴取及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書2(2)アの施工計画書に対する加算点に同評価項目(品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性)の満点(20点)に施工体制評価点の割合を乗じ、小数点第2位を切り捨てた数値を施工計画の加算点とする。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札(簡易型総合評価方式)参加資格審査申請資料(様式1-2)(以下「申請書」という。)による電子申請を行った後に、次に掲げる書類(以下「必要書類」という。)を提出しなければならない。
- (2) 期限までに申請書等を提出しない者は、本入札の落札者となることができない。
- (3) 配置予定技術者の特定について、落札候補者となった者が、開札日を同じくする複数の案件において落札候補者となる場合は、豊田市事後審査型一般競争入札実施要領第8条第3項に基づき技術者の審査を行います。審査の結果、落札候補者となった案件に技術者を配置できなくなった場合は、当該技術者を配置できなくなった案件について入札参加資格を有していないものとします。
- (4) その他必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
- (5) 入札参加資格の確認は、公告日をもって行うものとする。そのため、特別に記載のあるものを除き公告日の翌日以降に認定等を受けたものは加算点の対象としない。また、その他詳細については「公告説明書 ※入札参加資格に関する事項について 2 参加資格の確認等」を参照のこと。なお、落札決定後に技術者が配置できなくなった場合には、入札参加停止の対象とする。

＜参加資格に関する提出書類＞

項 目 名	提 出 書 類 及 び 要 件 等	提出条件等
参加申請資料	施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札（簡易型）参加資格審査申請資料（ＪＶ用）（様式１－２）	必須
建設業許可の確認	建設業の許可証の写し	※
技術者の許可確認	配置を予定する監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）に係る法令による免許等の写し ＊監理技術者は、公告日現在で監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有していること。 ＊申請後の配置予定技術者の変更は認めない。 ＊<u>配置予定技術者は３名まで申請できる。</u> ＊複数の技術者を申請した場合は、評価項目の区分ごとに最も評価点の低い者を加点対象とする。 ＊配置予定技術者を配置できなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ること。また、加点対象の技術者が配置できなくなった場合でも、評価点に変更しない。 ＊落札後に配置予定技術者を配置できない場合は、入札参加停止の対象とすることがある。	必須
技術者の雇用確認	配置を予定する現場代理人及び配置予定技術者の恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し	必須

※落札者のみ落札決定の翌日に提出する。

＜評価項目に関する提出書類等＞

（１） 施工計画について
提出については、すべて必須とする。

評価項目	提出方法等
施工方法	本工事の施工にあたり、評価項目に対する具体的な提案（対策）を様式２に記入する。なお、記入にあたっては、実施可能なものとする。
安全管理	各評価項目の提案数は３件までとし、４件以上の提案を提出した場合は、提案番号１から３までの提案を有効とし、提案番号４以上の提案は無効とする。
工程調整	様式２の枚数は、評価項目ごとに片面印刷の場合は２枚、両面印刷の場合は１枚となります。 企業の技術提案（施工計画）に関する提出書類（様式２）は、Word 又は Excel 形式（併用可）にて作成し、電子媒体（CD-R）に保存した上で（同提案内容を PDF 形式にしたものも併せて保存すること）提出すること。※ あいち電子申請届出システムで提出の場合、電子媒体の提出は不要

（２） 市内事業者の受注機会の確保に関する提案について
提出については、すべて必須とする。

評価項目	提出方法等
市内事業者の受注機会の確保に関する提案	本工事の実施にあたり、評価項目に対する提案を様式３に記入する。 市内事業者の受注機会の確保に関する提案の提出書類（様式３）は、Excel 形式にて作成し、電子媒体（CD-R）に保存した上で（同提案内容を PDF 形式にしたものも併せて保存すること）提出すること。※ あいち電子申請届出システムで提出の場合、電子媒体の提出は不要

※（１）～（２）の提案を別のＣＤ－Ｒに保存し、提出する必要はない。

(3) 代表構成員の技術力(施工実績等、配置予定技術者の能力)、信頼性・社会性について提出については任意であり、加点を受けようとする場合のみ書類を添付する。

評価項目について、提出資料等から市が妥当と判断できない場合は加点対象としない。

なお、「企業の信頼性・社会性」のうち、豊田市内に本店を有する者で、豊田市総合点の算定において評価した項目(加点した項目)については、書類の提出は不要とする。ただし、豊田市総合点を算定した業種以外で入札参加する場合は、豊田市総合点の算定において評価した項目について、評価項目に関する書類の提出がない場合は、加点しない。また、年度途中で随時申請し業種追加したものに係る評価についても別途書類がない場合は、加点しない。

評価項目名		評価基準の注記	提出書類等
企業の施工実績等	過去10年間の施工実績	○平成28年4月以降に竣工した工事において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の官公庁発注工事(官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る)の施工実績 ・工事成績(65点以上)又は完成検査に合格を証明する書類がない場合は、加点対象としない。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事における代表構成員でない場合は、1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。	○施工実績を確認できるもの(履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し) ○工事成績を確認できるもの(工事成績評定結果通知書等の写し、ただし、工事成績が算定されていない工事については完成検査に係る工事検査結果通知書等の写し)
		公告上のⅡ参加資格に関する事項ー参加資格>ー(5)申請者施工実績等が【「官民間わない」の場合】 ○平成28年4月以降において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の民間発注の工事の施工実績も評価対象とする。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事における代表構成員でない場合は、1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。	○施工実績を確認できるもの(履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し)
	優良業者の認定	○優良業者認定は、当該業種に係るものを対象とする。 ・他の公共団体等の優良認定又は表彰については、本店又は支店等を問わない。 ・業種を特定しない企業自体に対する優良認定等は、加点対象とする。 ○過去2年間における優良業者の認定は次のものを対象とする。 ・公告日が5月31日までのものは、公告日の前年度及び前々年度の認定通知日 ・公告日が6月1日以降のものは、公告日の当該年度及び前年度の認定通知日	○確認できるものの写し(業種が確認できるもの) ※豊田市で認定を受けた優良業者については、提出する必要はない。

	CCUSの活用	○CCUSへの事業者登録をしている場合、加点対象とする。	○登録完了が確認できるもの（はがきの写し、電子メールの画面の写し等）
配置予定技術者の能力	過去10年間の施工実績	○平成28年4月以降に竣工した工事において、発注工事と同程度内容以上の官公庁発注工事（官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る）の監理（主任）技術者等経験・工事成績（65点以上）又は完成検査に合格を証明する書類がない場合は、加点対象としない。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事は、代表構成員の監理（主任）技術者等のみ実績とみなす。ただし、構成員等で当該工事を担当した技術者等は担当技術者加点（1点）の1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。 ・当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は加点対象としない。 ・配置予定技術者が工事途中で交代した場合は、加点対象としない。 ・監理技術者又は監理技術者補佐を配置した工事の主任技術者については、担当技術者等として加点する。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○工事成績を確認できるもの（工事成績評価結果通知書等の写し、ただし、工事成績が算定されていない工事については完成検査に係る工事検査結果通知書等の写し） ○当該工事へ従事したことが従事期間も含めて確認できるもの（当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は、理由となる書類を提出すること）
		公告上のⅡ参加資格に関する事項ー＜参加資格＞ー（5）申請者施工実績等が【「官民間わない」の場合】 ○平成28年4月以降において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の民間発注の工事の施工実績も評価対象とする。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事は、代表構成員の監理（主任）技術者等のみ実績とみなす。ただし、構成員等で当該工事を担当した技術者等は担当技術者加点（1点）の1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。 ・当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は加点対象としない。 ・配置予定技術者が工事途中で交代した場合は、加点対象としない。 ・監理技術者又は監理技術者補佐を配置した工事の主任技術者については、担当技術者等として加点する。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○当該工事へ従事したことが従事期間も含めて確認できるもの（当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は、理由となる書類を提出すること）
社会貢献	環境対策	○ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得 ・認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。	○登録証の写し

		○地球温暖化防止のためのCO ₂ 排出量削減などの企業としての取り組み ・エコ通勤（TDM）に対する企業としての取り組み ・低公害車の利用促進（※注1） ・Fun to Share への登録、COOL CHOICE への登録又はデコ活宣言	○エコ通勤優良事業所認証等（※注2） ○車検証等の写し ○登録した証明等（※注3）
		○とよたSDGs パートナーの登録又は豊田市SDGs 認証制度での認証	○とよたSDGs パートナー登録証等（※注4）
	社会問題への貢献	○男女共同参画社会への貢献となる特別な制度 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん等） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：えるぼし等） ・あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届け出た事業所（従業員数101人以上の事業所を除く。） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届け出た事業所（従業員数101人以上の事業所を除く） ・別記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の認定（※注11）	○一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注5） ○一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注6） ○あいち女性輝きカンパニー認証書（※注7） ○愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証（※注8） ○地方（愛知）労働局への届出の写し（※注9） ○地方（愛知）労働局への届出の写し（※注10） ○ジェンダー平等推進センターの認証
		○法定雇用率（2.7%）以上の障がい者の雇用状況	○障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申出書（※注12）
		○保護観察対象者等の雇用状況	○保護観察対象者等の雇用に関する証明書の写し（※注13）
地域貢献	災害対策	○豊田市公共土木施設防災安全協定の締結（当該業種に限る） ○災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結（当該業種に限る）	○記名・押印後の豊田市との協定書の写し
		○その他災害等の協定の締結（当該業種に限る）。ただし、重複加点はしない。	○記名・押印後の豊田市との協定書の写し（豊田市と各協会との協定の場合は、協会の会員名簿（最新）の添付が必要）
その他	品質管理	○ISO9001 の認証取得 ・認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。	○登録証の写し

(4) 構成員の技術力、信頼性・社会性について

提出については、任意であり加点を受けようとする場合のみ書類を添付する。

評価項目について、提出資料等から市が妥当と判断できない場合は加点対象としない。

なお、「企業の信頼性・社会性」のうち、豊田市内に本店を有する者で、豊田市総合点の算定において評価した項目（加点した項目）については、書類の提出は不要とする。

評価項目名		評価基準	提出書類等
企業の施工実績	過去10年間の施工実績	○平成28年4月以降に竣工した工事において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の官公庁発注工事（官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る）の施工実績 ・工事成績（65点以上）又は完成検査に合格を証明する書類がない場合は、加点対象としない。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事における代表構成員でない場合は、1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○工事成績を確認できるもの（工事成績評価結果通知書等の写し、ただし、工事成績が算定されていない工事については完成検査に係る工事検査結果通知書等の写し）
		公告上のⅡ参加資格に関する事項ー＜参加資格＞ー（5）申請者施工実績等が【「官民間わない」の場合】 ○平成28年4月以降において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の民間発注の工事の施工実績も評価対象とする。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事における代表構成員でない場合は、1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し）
	CCUSの活用	○CCUSへの事業者登録をしている場合、加点対象とする。	○登録完了が確認できるもの（はがきの写し、電子メールの画面の写し等）
社会貢献	環境対策	○ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得 ・認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。	○登録証の写し
地域貢献	災害対策	○豊田市公共土木施設防災安全協定の締結（当該業種に限る） ○災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結（当該業種に限る）	○記名・押印後の豊田市との協定書の写し
		○その他災害等の協定の締結（当該業種に限る）。ただし、重複加点はしない。	○記名・押印後の豊田市との協定書の写し（豊田市と各協会との協定の場合は、協会の会員名簿の添付が必要）

その他	品質管理	○ISO9001 の認証取得 ・ 認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。	○登録証の写し
-----	------	---	---------

(注 1)

- ・ 低公害車の利用促進は、下記に該当する車両の購入又はリースを評価対象とする。
燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低公害工事用車両（低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械）等
- ※対象となる燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車については、環境省「次世代自動車の普及促進ポータルサイト」にて確認のこと（ただし、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車はエンジン排気量が 1,800cc 以下のものを対象とする）。
<https://www.env.go.jp/air/car/lev/index.html>
- ※対象となる低公害工事用車両（低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械）については、国土交通省「建設施工・建設機械ポータルサイト」にて確認のこと。
<https://www1.mlit.go.jp/tec/constplan/index.html>
- ※該当する車種にメーカーをするなど申請内容を明確にしたものとする。
- ・ 対象となる車両を確実に購入又はリースし、車検切れになっていないことが分かるものを提出すること。

(注 2)

- ・ エコ通勤優良事業所認証制度 国土交通省 「エコ通勤ポータルサイト」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html
- ※エコ通勤優良事業所認証（公告日現在有効であること）を提出すること。

(注 3)

- ・ Fun to Share、COOL CHOICEへの登録又はデコ活宣言
<https://funtoshare.env.go.jp/>
- ※登録・宣言の画面の写しを提出すること。

(注 4)

- ・ とよたSDGs パートナー登録又は豊田市SDGs 認証制度での認証 未来都市推進課（電話0565-34-6982）
「とよたSDGs パートナーを募集」
<https://www.city.toyota.aichi.jp/boshu/1032945.html>
- 「豊田市SDGs 認証制度」
<https://www.city.toyota.aichi.jp/boshu/1052700/index.html>
- ※公告日前の登録等を対象とする。

(注 5)

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク（くるみん）等）
厚生労働省 「一般事業主行動計画の策定・届出について」
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

(注6)

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定
(認定マーク(えるぼし)等)
厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(注7)

- ・あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証
愛知県「あいち女性の活躍促進応援サイト」
https://jokatsu.pref.aichi.jp/for_company/authentication/

(注8)

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者
愛知県「ファミフレネットあいち」
<https://famifure.pref.aichi.jp/>

(注9)

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方(愛知)労働局に届出した事業所
厚生労働省「一般事業主行動計画の策定・届出について」
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
※計画期間が公告日現在において有効であること

(注10)

- ・女性の職業生活における活躍に関する活躍推進法(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画を地方(愛知)労働局に届出した事業所
厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
※計画期間が公告日現在において有効であること

(注11)

- ・下記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の設定、実績を評価対象とする。
 - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の設定」(法第5条の期間又は回数を上回ること)
 - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る出生時育児休業制度の設定」(法第9条の2の期間又は回数を上回ること)
 - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の設定」
(法第15条の期間又は法第11条の回数を上回ること)
 - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の設定」
(法第16条の2の日数及び子の対象年齢を上回ること)
 - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休暇制度の設定」
(法第16条の5の期間を上回ること)
 - ◇「育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の設定」
(法第23条の対象年齢を上回ること)
 - ◇家庭と仕事の両立支援に関する措置(2つ以上を対象)
 - ・フレックスタイムの設定
 - ・テレワークの設定
 - ・長時間労働をさせない制度
 - ・託児施設の設置運営その他これに準じる制度の設定

- ◇「子どもの出生時における父親の休暇制度（有給の特別休暇制度）の設定」
- ◇「介護・育児休業からの職場復帰プログラムの設定」
- ◇育児休業等の取得状況の公表（従業員数300人以下の企業に限る）
- ◇「はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰制度の受賞実績」（イキイキ大賞、キラッ☆とよた賞、イキイキ優秀賞、イキイキ賞、部門賞）
- ※ジェンダー平等推進センター（電話0565-31-7780）認証後（公告日から過去1年以内の認証であること）の、「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書（様式第5号）を提出。
- ※ジェンダー平等推進センターへの申請に当たっては、該当する資料（労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し、制度内容のわかる内部資料の写し）を添付すること。なお、資料は当該事項にマーカーをするなど必要最小限の資料とすること。

（注12）

- ・常用労働者が40.0人以上の事業所は、ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写しを添付
- ※公告日以前の直近の6月1日の状況が反映されたものであること。
- ・常用労働者が40.0人未満の事業所は、障がい者雇用状況申出書（豊田市様式）、雇用している者の雇用保険被保険者証や雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し、雇用契約書等の写し（週労働時間がわかるもの）及び障害者手帳等の写しを添付
- ・公告日以前の直近の6月1日以降に常用労働者が増加し、公告日現在で40.0人以上になった場合は障がい者雇用状況申出書（豊田市様式）にて申請すること。

（注13）

- ・名古屋保護観察所が証明した、以下の要件を満たす保護観察対象者等の雇用に関する証明書（協定様式第1号）の写しを添付（保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は第85条及び第86条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう）。
- ◇名古屋保護観察所に協力雇用主として登録されていること
- ◇保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が申請日時点で連続して3か月以上あること
- ◇保護観察所の証明日が公告日前1年以内であること

5 落札者の決定方法

- （1）落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記2（3）により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とするところがある。
- （2）非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、その理由について、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面（様式は自由）により契約担当課へ説明を求めることができる。

6 申請書等の提出方法

申請書等の提出は次により行う。

(1) 申請書

- ア 期 間 令和8年9月30日(水)午前9時から令和8年10月16日(金)午後4時まで
イ 方 法 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の添付ファイルとして、施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札(簡易型)参加資格審査申請資料(JV用)(様式1-2)を送付する。

(2) 協定書及び委任状

- ア 期 間 申請書提出日から令和8年10月21日(水)午後4時まで
イ 方 法 郵送又は持参により豊田市役所上下水道局総務課まで提出する(総務課所在地については「8 質問」を参照)。
なお、郵送による場合は、令和8年10月21日(水)必着のこと
ウ 提出部数 1部
エ 注意事項 ・協定書の締結日は、申請書の提出日以前であること
・協定書は袋とじとし、すべての構成員の割印をすること

(3) 必要書類(詳しくは「4 入札参加資格の確認」において記載した書類を参照のこと。)

- ア 期 間 申請書提出日から令和8年10月21日(水)午後4時まで
イ 方 法 あいち電子申請・届出システム、郵送、持参のいずれかにより豊田市役所上下水道局総務課まで提出する(総務課所在地については「8 質問」を参照のこと)。
なお、郵送による場合は、令和8年10月21日(水)必着のこと。
ウ 提出部数 1部(ただし、施工計画、市内事業者の受注機会の確保に関する提案については各2部、CD-Rは1枚)
※あいち電子申請届出システムで提出の場合は、CD-Rの提出は不要
エ 注意事項 別紙2「別送書類提出時の注意事項について」の要領で、電子申請で提出した申請書(様式1-2)の写しを表紙(代表構成員の契約印を押印のこと(あいち電子申請届出システムでの提出は押印不要))とし、一連の書類を綴じして提出すること。

7 その他

- (1) 競争参加資格確認資料等のヒアリングは、原則として実施しない。ただし、施工計画等加算を受けるために必要となる資料について電話にて内容の照会をする場合がある。
(2) 必要書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
(3) 提出された必要書類等は、返却しない。
(4) 提出期限以降における必要書類等の差し替え及び再提出は認めない。
(5) 企業の施工計画及び市内事業者の受注機会の確保に関する提案等の必要書類の提出がない場合(必要書類等の提出不足等も含む)又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画書等の記載内容が適正と認められない場合は入札への参加を認めない。

8 質問

＜入札等に関すること＞

豊田市役所 上下水道局 総務課
電話 0565-34-6653

＜工事内容に関すること＞

豊田市役所 上下水道局 下水道建設課
電話 0565-34-6624

施工体制確認型総合評価方式について

1 施工体制の審査・評価方法

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者に対して、原則として開札後速やかに事情聴取を実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、施工計画書、入札書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は、事情聴取を実施しない場合がある。

2 事情聴取のための追加提出資料

以下に示す様式 1 から様式 12 までの書類を、開札日の翌日から起算して 3 日以内に提出、7 日以内に事情聴取を実施する。

様式については、豊田市ホームページ (<https://www.city.toyota.aichi.jp/index.html>) からダウンロードし使用すること。（「トップページ」－「事業者向け情報」－「手続き・届出」－「入札契約関連」－「入札関係書類ダウンロード」）

- ・ 様式 1：理由書（低価格で積算できた理由）
- ・ 様式 2：積算内訳書
- ・ 様式 3：積算内訳明細書
 - － 1 直接工事費、共通仮設費、現場管理費
 - － 2 一般管理費等
- ・ 様式 4：下請予定業者等一覧表
- ・ 様式 5：配置予定技術者名簿
- ・ 様式 6：資材購入先
 - － 1 手持資材の状況
 - － 2 資材購入予定先一覧
- ・ 様式 7：機械のリース等
 - － 1 手持機械の状況
 - － 2 機械リース元一覧
- ・ 様式 8：労務者の供給体制
 - － 1 労務者の確保計画
 - － 2 工種別労務者配置計画
- ・ 様式 9：建設副産物等
 - － 1 建設副産物の搬出地
 - － 2 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ・ 様式 10：品質確保体制
 - － 1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
 - － 2 品質確保体制（品質管理計画書）
 - － 3 品質確保体制（出来形管理計画書）
- ・ 様式 11：安全衛生管理体制
 - － 1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
 - － 2 安全衛生管理体制（点検計画）
 - － 3 安全衛生管理体制（仮設置計画）
 - － 4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- ・ 様式 12：施工体制台帳

3 審査・評価方法の概要

施工体制に関する審査は、入札書及び施工計画書のほか、入札説明書3（1）から（3）の施工体制確認のための事情聴取、上記2の追加提出資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、追加資料の全部又は一部の提出がない場合及び内容に不備がある場合、並びに事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその者の入札を無効とするとともに、入札参加停止の対象とすることがある。

（1）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工物品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ア 建設副産物の受入れ等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- イ 安全確保の体制が構築されると認められるか
- ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

（2）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ア 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- イ 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ウ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか

（3）施工計画の実施に係る確実性の評価

事前に行った施工計画の評価のうち、関連する上記（1）、（2）の事情聴取及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書2（2）ア の施工計画書に対する加算点に上記（1）、（2）の評価項目の満点（20点）に施工体制評価点の割合を乗じ、小数点第2位を切り捨てた数値を施工計画の加算点とする。

4 公共工事の品質確保について

- (1) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で現場に配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同資格かつ同一の要件を満たす担当技術者を専任で1名現場に追加配置することとする。ただし、その技術者については申請時に申請していない場合、申請書の不備として失格とする。
- (2) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、発注者が、工事施工中のDVD撮影等関連資料の提出を、必要に応じ受注者に対し求めることができる。ただし、関連資料の提出に関する一切の費用は受注者の負担とする。
- (3) 上記追加資料の全部又は一部の提出がない場合及び内容に不備がある場合、並びに事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその者の入札を無効とするとともに、入札参加停止の対象とすることがある。
- (4) 調査基準価格を下回った価格をもって入札する意向がなく、事情聴取前から辞退を表明した場合、当該入札を無効とするが、入札参加停止は行わない。
- (5) 調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合は、入札を保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

5 契約の適正化について

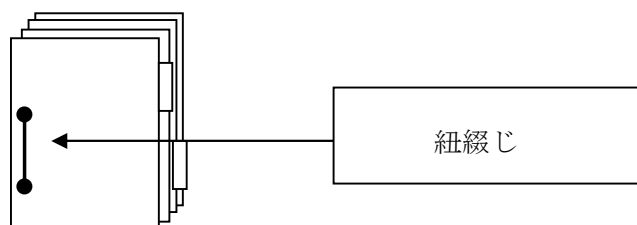
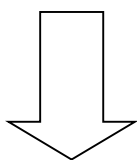
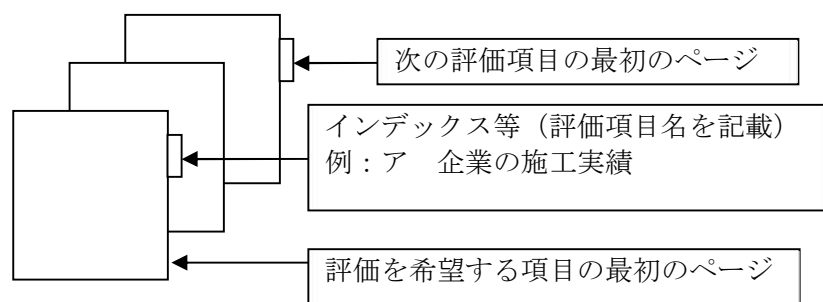
調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は発注者に対し、当該契約時から当該工事の完成を確認するための検査完了時までの間に係る下記の書類を、発注者からの提出の求めに応じて、提出しなければならない。また発注者は、その履行状況について検証を行う。下記に規定する書類等の提出がない場合又は契約前の事情聴取で確認した内容等が、受注者の責めにより適正に履行がなされなかった場合は、入札参加停止の対象とする。

- (1) 下請に関わるすべての企業の誓約書（豊田市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領 様式第1号）
- (2) 下請に関わるすべての契約書の写し及び下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
- (3) 下請に関わるすべての支払いが適正に行われたことを証する書類
- (4) 従事したすべての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
- (5) 下請業務に従事したすべての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
- (6) その他必要と認める書類

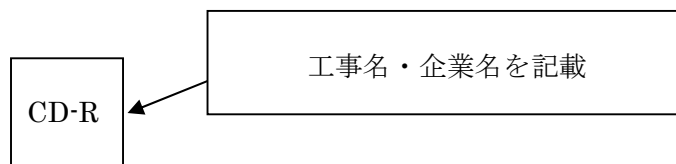
別紙2

別送書類提出時の注意事項について

- ・ 評価項目ごとにひとまとめにし、最初のページにはインデックス等を貼り付けること。
- ・ 加点を希望しない項目については、添付しないこと。
- ・ 提出書類は、紐綴じをして提出すること。
- ・ 企業の施工計画（様式2）及び市内事業者の受注機会の確保に関する提案（様式3）については、紙で打ち出したものを2部添付するとともに、電子媒体（CD-R）も同時に提出すること。



+



※企業の施工計画（様式2）及び市内事業者の受注機会の確保に関する提案（様式3）を保存した電子媒体（CD-R）